

# 令和8年度採用 金沢市非常勤的会計年度任用職員(校内教育支援センター支援員) 募集要項

## 1 採用予定人員等

区分	業務内容	採用予定人数
校内教育支援センター支援員	校内教育支援センターにおいて、教員の指導の下で児童生徒の学習支援や悩み相談を行う。	若干名

## 2 勤務条件等

項目	内容
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで  ※面接・人事評価等の結果に基づき、翌年度に再度任用されることがあります。 再度の任用は原則4回まで（最長で令和13年3月末までの5年間）。 ※また、5年を経過した後、再度の応募により、能力の実証（選考）を経て、任用を行う場合があります（再度応募の回数制限なし）。 ※採用は全て条件付きで、原則として採用から1か月間を良好な成績で勤務した時に初めて正式採用となります。（地方公務員法第22条の2第7項） なお、再度任用した場合も同様です。
勤務場所	金沢市立小・中学校
勤務時間	週20時間、週12時間のいずれか（勤務校により異なります。）  ※勤務時間帯・曜日の割振りも同様に、勤務校によって異なります。 ※実働に応じて、休憩時間があります。
休日等	日曜日・土曜日・祝日・夏季/冬季休業期間等・学校閉庁日  ※長期休業期間中も、学校行事日等には勤務があります。
報酬額等	報酬額 時給1,330円（予定） その他、期末勤勉手当・通勤手当相当額がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。 ※条例改正等により変更されることがあります。
休暇	年次有給休暇、特別休暇（忌引・夏季休暇など）
社会保険等	勤務時間に応じて、健康保険、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。 公務上又は通勤による災害についての補償制度があります。
服務	地方公務員法の「分限・懲戒」及び「服務」の規定が適用されます。 営利企業への従事（兼業）を行うことができますが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となります。

### 3 受験資格

年齢、学歴、性別は問いませんが、地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する方は受験できません。

(欠格条項概要)

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ・金沢市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

### 4 試験日・試験会場・合格発表

試験日	試験会場	合格発表
随時実施 (別途連絡)	金沢市役所第二本庁舎内 金沢市柿木畠1番1号 電話(076)220-2436	試験後2週間程度

※ 詳細については、申し込み後に別途お知らせします。

※ 結果については、合否を問わず、試験後2週間を目処に郵送で通知します。

### 5 試験内容

科目	内容	時間
面接	個別面接	30分

### 6 受験手続

提出書類	金沢市非常勤的会計年度任用職員(校内教育支援センター支援員)採用試験申込書 1通 ※ 郵送又は持参によること。 ※ 申込書は、下記ホームページからダウンロードすることができます。
提出先	〒920-8577 金沢市柿木畠1番1号 金沢市教育委員会 学校指導課 ※ 封筒の表に「校内教育支援センター支援員希望」と朱書きしてください。
受付期間	随時受付 ※ 持参の場合、受付時間は9時から17時45分までとなります。 ※ 日曜日・土曜日・祝日等の閉庁日は受付を行いません。

#### 【注意事項】

- 提出された書類は、一切返却しません。
- 提出書類及び採用試験時に取得した個人情報は、採用選考及び採用事務以外の目的には一切使用しません。
- 採用試験申込書は必ず本人が記入してください。
- 本業務に従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、子ども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めています。このため、予め、採用選考過程において、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。  
※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

#### 【問い合わせ先】

〒920-8577 金沢市柿木畠1番1号

金沢市教育委員会 学校指導課 校内教育支援センター支援員 採用担当

電話(076)220-2436 FAX(076)223-4602

金沢市ホームページ ※右記二次元コードもご利用下さい

[<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/gakkoshidoka/boshujoho/30443.html>]



学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律  
(令和6年法律第69号) (抄)

(定義)

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十二条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十二条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

二 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの